毎週月.水.金曜日発行



第5322号

目

次

告 示

○急傾斜地崩壊危険区域の指定

1

VVVVVVVVVVVVVVVVVVVVVVVVVVVVVVVVVV

富山県告示第1号

急傾斜地崩壊危険区域の指定について

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第 1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定するので、同条第3項 の規定により公示する。

令和7年1月6日

富山県知事 新 田 八 朗

埴生地区急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる土地に存する標柱1号から標柱8号までを順次結んだ線及び標柱8 号と標柱1号を結んだ線に囲まれた土地の区域

郡市	町村	大字	字	地番	標柱番号
小矢部市		埴 生	八 俵	2600番350	標柱1号
		"	"	2770番9	標柱2号
		"	"	2770番1	標柱3号
		"	"	2793番1	標柱4号
		"	"	68番1	標柱5号
		"	"	68番1	標柱6号
		IJ	"	68番1	標柱7号

2	令和7年1月6日	富	Щ	県	報		第	5322 号
			IJ			"	2600番366	標柱8号

(砂 防 課)

令和7年1月6日印刷発行

富 発 行

Щ

県 富山県富山市新総曲輪1番7号 電話富山 076—444—3153番